

第2期さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン作成業務仕様書

1 業務名

第2期さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン作成業務

2 目的

札幌市では、平成31年3月、交流人口の規模や経済、社会、文化、住民生活等において密接な関係を有する11市町村との間で「さっぽろ連携中枢都市圏」を形成するとともに、「さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン」（以下、「現ビジョン」という）を策定し、目指す圏域の将来像として『「住みたくなる」「投資したくなる」、「選ばれる」さっぽろ圏域』を掲げ、その実現に向けた具体的な取組を推進してきたところである。

当圏域を含む地域社会においては、少子高齢化を伴う人口減少やインフラの老朽化等により、将来的に生活を支える様々なサービスを持続していくことが困難になることが予想される。また、近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やテクノロジーの進化によって、人々の働き方、消費行動等のライフスタイルや企業活動は急速に変化している。

こうした変化・課題を圏域内で共有し、目指す圏域の将来像の実現に向けた取組を進めていくため、また、令和5年度はビジョン取組期間の最終年度に当たることから、新たなビジョンを策定するものである。

3 履行期間

委託契約締結日から令和5年10月31日まで

4 実施上の留意点

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっては、本仕様書に基づいて、適切に実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たっては、委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解し、適切な人員配置等を行った上で進めること。
- (4) 受託者は、本業務の進捗状況について、委託者に対し、定期的に報告するとともに、委託者から報告指示があった場合には、速やかに従うこと。
- (5) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならないものであること。
- (6) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ、委託者に書面により届け出た上で、事前に承認を得ること。
- (7) 委託者と受託者における本業務に関する打合せは、委託者が指示した場合を除き、随時に、原則として、札幌市役所本庁舎内で行うこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項その他本業務の実施に当たり生じた疑義については、受託者は、速やかに、委託者と協議を行い、その指示を仰ぐこと。

5 業務内容

(1) 圏域の内部環境及び外部環境の調査・分析

圏域内の各市町村及び圏域について、調査手法等を委託者と協議の上、圏域の内部環境及び外部環境の調査・分析を行い、圏域の強み、弱み等を明らかにする。

なお、内部環境の調査・分析にあたっては、以下に掲げる基礎データを引用し、圏域の強み、弱み及び想定される変化・課題を明らかにすること。なお、以下の基礎データのほか、圏域の強み、弱み等を明らかにするに当たって必要となる基礎データについても、委託者と協議の上、調査・分析を行うこと。

<調査対象分野及び基礎データ>

- ・ 現在人口、将来推計人口（2020年～2060年までの10年ごと）及び人口構成（年齢別、男女別等）。なお、札幌市については、行政区ごとのデータも算出すること。
- ・ 人口移動の状況（転出入先の分類等を含む。）。なお、札幌市については、行政区ごとのデータも算出すること。
- ・ 主な産業、生産額、民営事業所売上
- ・ 産業別事業所数（継続、参入、退出の分類を含む。）、従業者数
- ・ 圏域外収支、民間法人企業所得、産業別設備投資額等
- ・ 平均賃金額
- ・ 観光入込客数（目的別分類、宿泊・日帰り分類等）
- ・ 医療機関数の推移（一般病院、精神病院、一般診療所、歯科診療所）及び圏域の集積状況
- ・ 医療需要及び介護需要
- ・ 主な公共交通機関（鉄道、地下鉄、バス、航空機、船舶、高速道路等）の利用状況
- ・ 行政及び民間分野に係る都市機能の集積・強化の状況及び住民による当該機能の利用状況
- ・ 行政施設の更新時期、老朽化割合

※ なお、委託者から受託者に対し「さっぽろ連携中枢都市圏 地域の未来予測」において取得したデータを参考資料として提供する。

(2) 目指す圏域の将来像を実現するための、施策の方向性に関する素案の作成

上記の調査・分析を通じて、目指す圏域の将来像を実現するための施策の方向性に関する素案を作成する。なお、作成に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 委託者から令和5年7月31日までに施策体系イメージを提示する。
- ・ 現在実施している取組及び5（1）の分析結果を踏まえて、各重点施策の実現に向けて、新たに実施すべき取組例を例示すること。
- ・ 現ビジョン及び他圏域の連携中枢都市圏ビジョン等を参考にするとともに、委託者と十分な協議の上行うこと。

6 スケジュール概要

令和5年7月31日	委託者より施策体系イメージを提示
令和5年8月31日	5(2)に係る素案(最終稿)完成
令和5年10月30日	7の成果品の納品

7 成果品

本調査に係る成果物は、業務履行期間内に以下の数量、形式で、下記担当課に納品すること。

名称	数量	形式	備考
ビジョン素案(概要版)	1枚	CD-ROM 又は DVD-ROM	PPT で作成。PPT 及び PDF データで納品
ビジョン素案	1枚	CD-ROM 又は DVD-ROM	PDF、Word、Excel データで納品
5(1)の各種データ	1枚	CD-ROM 又は DVD-ROM	Excel 及び PDF で納品

8 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

9 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいし、及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、札幌市及び関係市町村の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる札幌市及び関係市町村以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、それぞれの施設内においては、業務担当者等が許可

しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

(3) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

10 担当課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市まちづくり政策局政策企画部広域連携担当課

担当：丸山

TEL：011-211-2281 fax:011-218-5109